

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

第109号議案 長崎市図書館条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 改正内容及び算定結果・・・・・・・・	3～6
(1) 施設使用料（貸室）	
(2) 施設使用料（駐車場）	
(3) 編集室の廃止	
3 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	7～12
【参考1】使用料・手数料の算定方針・・・・・・・・	13～18
【参考2】使用料の改定・・・・・・・・・・・・・・・・	19～20
【参考3】使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について・・・・・・・・	21～23

令和7年9月
教育委員会

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

また、長崎市立図書館の編集室について、利用状況等を総合的に勘案し、廃止するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市図書館条例	長崎市立図書館

(3) 施行期日

令和8年4月1日（ただし、編集室の廃止は公布の日）

2 改正内容及び算定結果

(1) 施設使用料（貸室・1時間あたり）

ア 改正内容

区 分		現 行				改正案※
		貸 室	冷暖房	コンセント	合 計	
多目的ホール		1,100円	419円	52円	1,571円	2,190円
新興善 メモリアル	ホール	911円	366円	52円	1,329円	1,790円
	会議室 1	356円	261円	52円	669円	500円
	会議室 2	314円	261円	52円	627円	750円
研修室 1		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 2		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 3		94円	104円	52円	250円	240円
研修室 4		94円	104円	52円	250円	240円
スタジオ		513円	104円	52円	669円	930円
編集室 ※2		922円	104円	52円	1,078円	廃止
パソコン室		461円	104円	52円	617円	670円

※1 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※1 「時間帯区分」は廃止し、1時間当たりの料金設定のみに変更する。

※1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

※2 編集室については、利用実態がないことから廃止する。

イ 算定結果

カテゴリー	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥ = ① ÷ ② ÷ ⑤	受益者 負担率 ⑦
				年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤ = ③ × ④		
その他の会議室	スタジオ以外	18,121,176円	611㎡	3,366 h	17.5%	589h	50.35円	25%
	スタジオ				2.5%	84h	353.07円	

区分		面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩ = ⑥ × ⑧	再算定結果 ⑪ = ⑩ × ⑦	激変緩和 措置 ⑫	最終結果 ⑪と⑫の小さい方 ⑬	増 減 ⑭ = ⑬ - ⑨
多目的ホール		186.7㎡	1,571円	9,400円	2,350円	2,190円	2,190円	619円
新興善 メモリアル	ホール	141.9㎡	1,329円	7,145円	1,786円	1,860円	1,790円	461円
	会議室 1	39.7㎡	669円	1,999円	500円	930円	500円	△169円
	会議室 2	59.1㎡	627円	2,976円	744円	870円	750円	123円
研修室 1		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 2		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 3		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
研修室 4		18.9㎡	250円	952円	238円	500円	240円	△10円
スタジオ		15.9㎡	669円	5,614円	1,404円	930円	930円	261円
パソコン室		52.7㎡	617円	2,653円	663円	860円	670円	53円

(2) 施設使用料（駐車場）

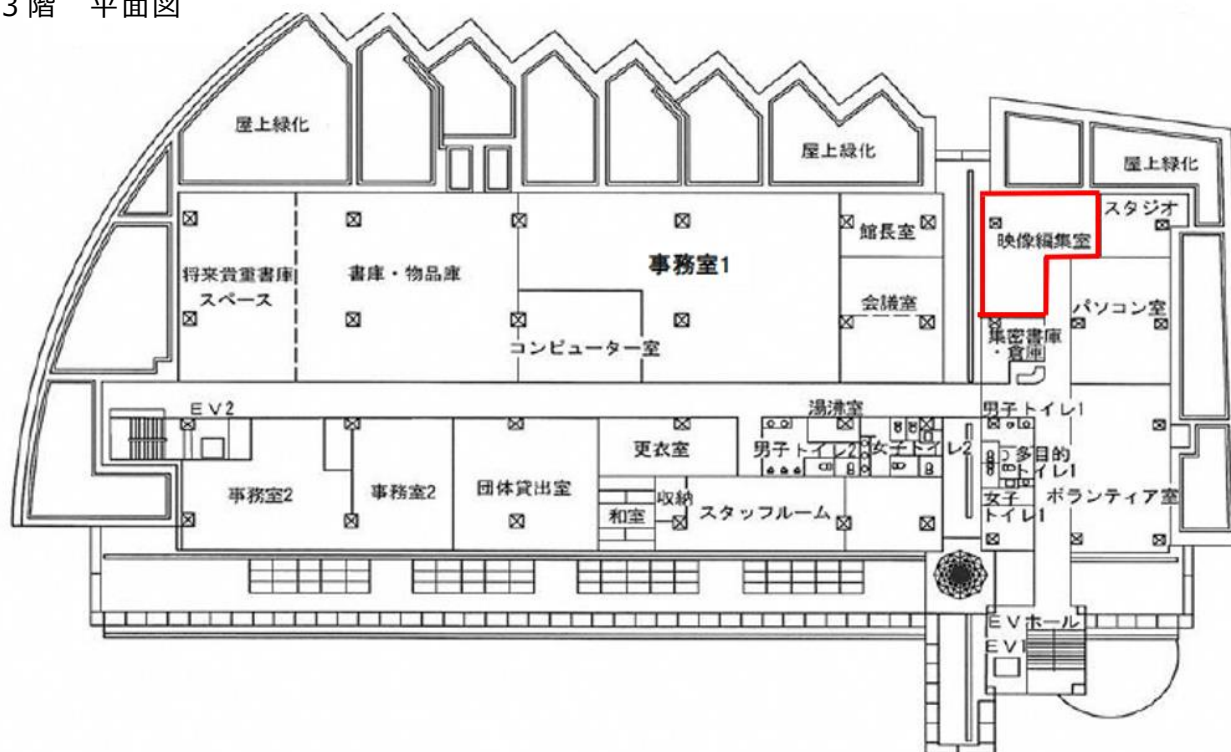
駐車場料金は、市立図書館周辺の市営駐車場（桜町・市民会館地下）の料金体系と均衡を図るため現行を維持する。

項 目		現 行	見直し(案)
普通自動車、小型自動車、軽自動車	最初の30分まで	140円	現行維持
	その後の30分までごと	130円	現行維持

(3) 編集室の廃止

ア 施設の概要

3階 平面図



編集室



席数	7
机	2
面積	約39.4㎡ 幅約4m、長さ約8m、高さ約2.7m

イ 経緯及び理由

長崎市立図書館の編集室は、平成20年1月の図書館開館当初から、市民が音声や録画を編集するための貸室として使用している。

しかしながら、貸室としての稼働率は、開館当初から低い水準で推移しており、備え付けの編集用機材が開館当時から更新されていない旧式の機材であることや、スマートフォンの普及により編集ソフトが身近になったこともあって、特に直近3年では1%未満にとどまっている。

また、既存の研修室及び会議室等で充足していることから、研修室及び会議室への用途変更はせず廃止するもの。

ウ 廃止後の活用

開館から17年が経過し、資料保管等のスペースが手狭になってきていることから、図書館資料の整理や保管等の場所に資するほか、各種イベント時の準備等の図書館の円滑な管理運営を行うための諸室として活用することとしたい。

エ 編集室の稼働状況

年 度	コマ数	稼働数	稼働率	人数
令和2年度	852コマ	40コマ	4.7%	67人
令和3年度	681コマ	31コマ	4.6%	89人
令和4年度	891コマ	1コマ	0.1%	10人
令和5年度	903コマ	3コマ	0.3%	2人
令和6年度	903コマ	6コマ	0.7%	13人

3 新旧対照表

長崎市図書館条例（平成19年長崎市条例第4号）の一部を改正する条例【第1条による改正】

改正後	改正前
○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号 (略) (利用の許可) 第7条 市立図書館の多目的ホール、ホール、会議室、研修室、スタジオ若しくはパソコン室（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者又は学習室を占有して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (略) <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定及び次項の規定は令和8年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>〔略〕</u>	○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号 (略) (利用の許可) 第7条 市立図書館の多目的ホール、ホール、会議室、研修室、スタジオ、<u>編集室</u>若しくはパソコン室（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者又は学習室を占有して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (略)

改正後								改正前							
別表第 1 （第 8 条関係）								別表第 1 （第 8 条関係）							
利用時間		午前10時	午後 1 時	午後 6 時	午前10時	午後 1 時	午前10時	利用時間		午前10時	午後 1 時	午後 6 時	午前10時	午後 1 時	午前10時
区分		から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後	区分		から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
		まで	5 時まで	9 時まで	5 時まで	9 時まで	9 時まで			まで	5 時まで	9 時まで	5 時まで	9 時まで	9 時まで
多目的ホー		円	円	円	円	円	円	多目的ホー		円	円	円	円	円	円
ル		2, 200	4, 400	3, 300	7, 700	8, 800	12, 100	ル		2, 200	4, 400	3, 300	7, 700	8, 800	12, 100
新 興 善 メ モ リ ア ル	ホール	1, 822	3, 645	2, 734	6, 380	7, 291	10, 025	新 興 善 メ モ リ ア ル	ホール	1, 822	3, 645	2, 734	6, 380	7, 291	10, 025
	会議室 1	712	1, 424	1, 068	2, 493	2, 849	3, 918		会議室 1	712	1, 424	1, 068	2, 493	2, 849	3, 918
	会議室 2	628	1, 257	942	2, 200	2, 514	3, 457		会議室 2	628	1, 257	942	2, 200	2, 514	3, 457
研修室 1		188	377	282	660	754	1, 037	研修室 1		188	377	282	660	754	1, 037
研修室 2		188	377	282	660	754	1, 037	研修室 2		188	377	282	660	754	1, 037
研修室 3		188	377	282	660	754	1, 037	研修室 3		188	377	282	660	754	1, 037
研修室 4		188	377	282	660	754	1, 037	研修室 4		188	377	282	660	754	1, 037
スタジオ		1, 026	2, 053	1, 540	3, 593	4, 106	5, 646	スタジオ		1, 026	2, 053	1, 540	3, 593	4, 106	5, 646
〔削除〕								編集室		<u>1, 843</u>	<u>3, 687</u>	<u>2, 765</u>	<u>6, 453</u>	<u>7, 375</u>	<u>10, 140</u>
パソコン室		921	1, 843	1, 382	3, 226	3, 687	5, 070	パソコン室		921	1, 843	1, 382	3, 226	3, 687	5, 070
〔以下略〕								〔以下略〕							

改正後	改正前
○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号 (略) (教育委員会による管理) 第26条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1の規定の適用については、第6条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「市立図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料又は別表第2に掲げる駐車料金（以下「使用料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等」と、第10条、第11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあ	○長崎市図書館条例 平成19年3月29日 条例第4号 (略) (教育委員会による管理) 第26条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第6条第2項、第7条、第8条第1項及び第3項、第9条から第11条まで、第14条並びに別表第1の規定の適用については、第6条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「市立図書館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる使用料又は別表第2に掲げる駐車料金（以下「使用料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等」と、第10条、第11条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあ

改正後	改正前
るのは「市」と、別表第１中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考２中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第６条第３項並びに第８条第２項及び第４項の規定は適用しない。 ３ 教育委員会は、第１項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略) <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>１ この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和８年４月１日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>２ 第２条の規定による改正後の長崎市図書館条例別表第１の規定は、令和８年４月１日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。</u>	るのは「市」と、別表第１中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考２中「<u>指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする</u>」とあるのは「<u>市長が別に定める</u>」と、同表備考３中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」とし、第６条第３項並びに第８条第２項及び第４項の規定は適用しない。 ３ 教育委員会は、第１項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。 (略)

改正後			改正前							
別表第1（第8条関係）			別表第1（第8条関係）							
区分		金額（1時間につき）	利用時間		午前10時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 9時まで
多目的ホール		円 2,190	多目的ホー ル		円 2,200	円 4,400	円 3,300	円 7,700	円 8,800	円 12,100
新興善メモリアル	ホール	1,790	新 興 善 メ モ リ ア ル	ホール	1,822	3,645	2,734	6,380	7,291	10,025
	会議室1	500		会議室1	712	1,424	1,068	2,493	2,849	3,918
	会議室2	750		会議室2	628	1,257	942	2,200	2,514	3,457
研修室1		240	研修室1		188	377	282	660	754	1,037
研修室2		240	研修室2		188	377	282	660	754	1,037
研修室3		240	研修室3		188	377	282	660	754	1,037
研修室4		240	研修室4		188	377	282	660	754	1,037
スタジオ		930	スタジオ		1,026	2,053	1,540	3,593	4,106	5,646
パソコン室		670	パソコン室		921	1,843	1,382	3,226	3,687	5,070
備考			備考							
1 多目的ホール等の利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料			1 多目的ホール等の利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料							

改正後	改正前																												
金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。 [削除] <u>2</u> 多目的ホール等の利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。	金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。 <u>2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。</u> <u>3</u> 多目的ホール等の利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。																												
別表第 2 （第 8 条関係）	別表第 2 （第 8 条関係）																												
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">駐車料金</th></tr><tr><th>最初の 3 0 分まで</th><th>その後 3 0 分までごと</th></tr><tr><td>普通自動車</td><td>140円</td><td>130円</td></tr><tr><td>小型自動車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	駐車料金		最初の 3 0 分まで	その後 3 0 分までごと	普通自動車	140円	130円	小型自動車			軽自動車			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">駐車料金</th></tr><tr><th>最初の 3 0 分まで</th><th>その後 3 0 分までごと</th></tr><tr><td>普通自動車</td><td>140円</td><td>130円</td></tr><tr><td>小型自動車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>軽自動車</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	駐車料金		最初の 3 0 分まで	その後 3 0 分までごと	普通自動車	140円	130円	小型自動車			軽自動車		
区分		駐車料金																											
	最初の 3 0 分まで	その後 3 0 分までごと																											
普通自動車	140円	130円																											
小型自動車																													
軽自動車																													
区分	駐車料金																												
	最初の 3 0 分まで	その後 3 0 分までごと																											
普通自動車	140円	130円																											
小型自動車																													
軽自動車																													
備考	備考																												
1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上の普通自動車を除いたものをいう 2 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。 3 「軽自動車」とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。	1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上の普通自動車を除いたものをいう。 2 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。 3 「軽自動車」とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。																												

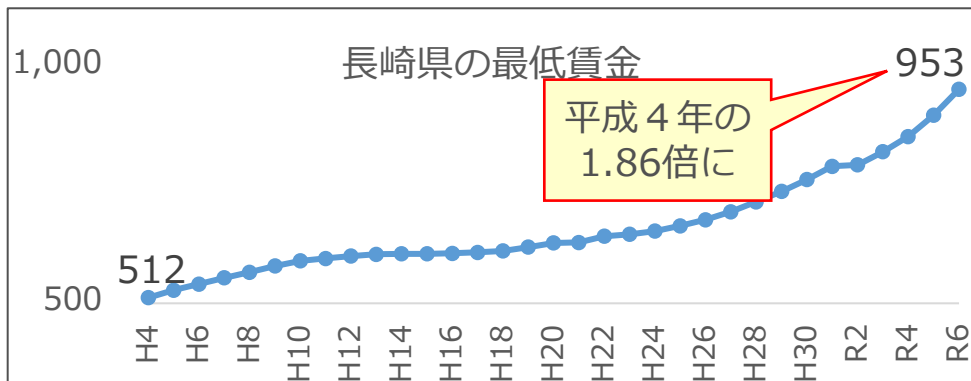
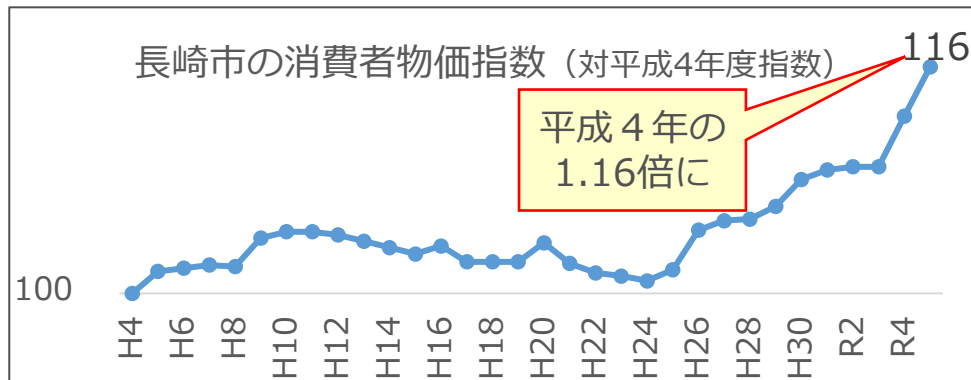
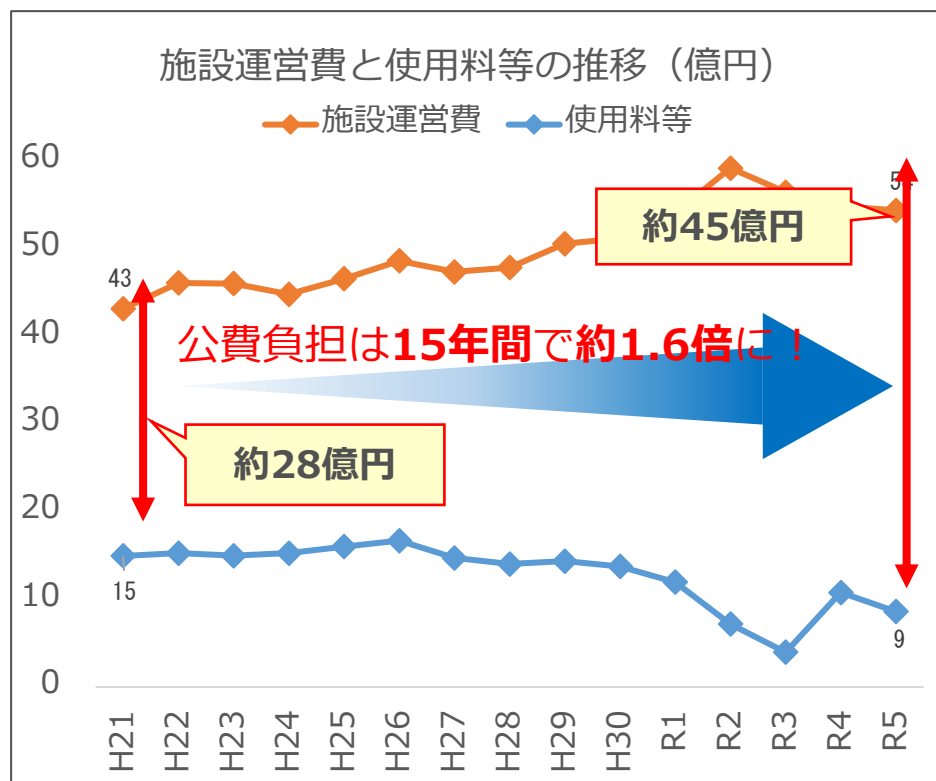
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間によるサービス提供が見込める施設 (全国的に行政と民間の競合が成立しているもの) 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 ▪ 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 ▪ 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設	
	高い	市民生活上の必要性		低い

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

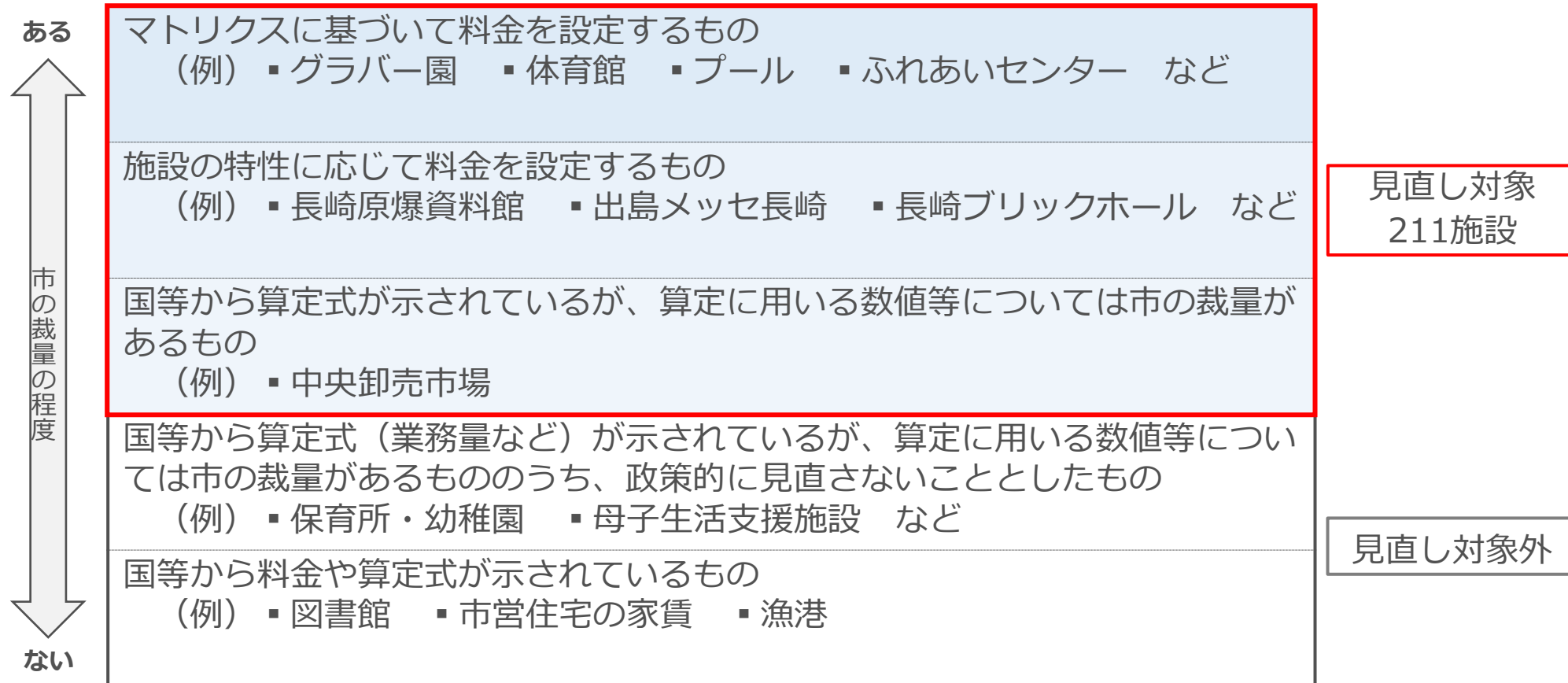
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）

高い

市民生活上の必要性

低い

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

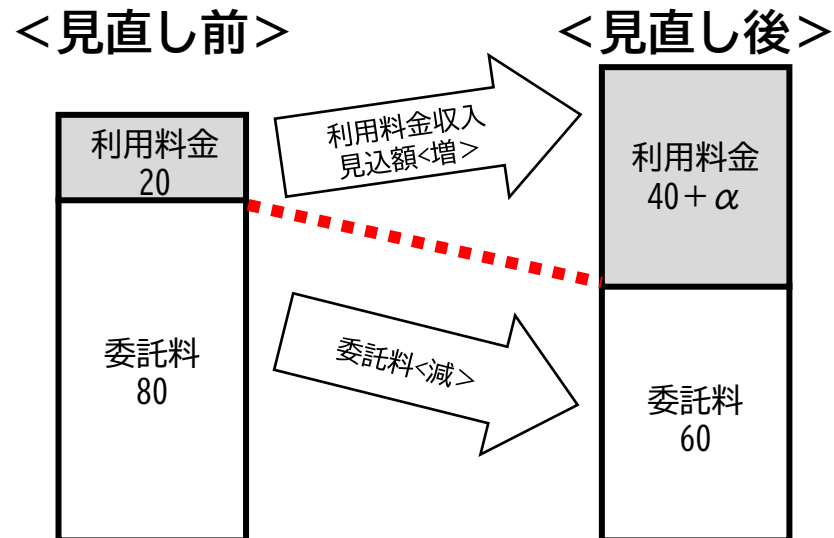
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

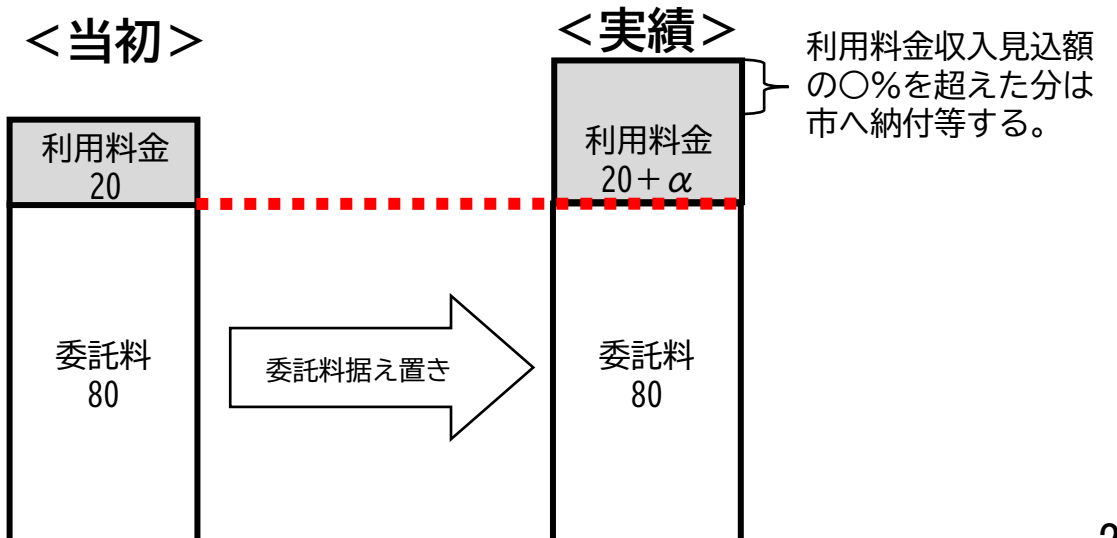
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設
令和7年 8月 9月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上
10月	
11月	
12月	
令和8年	
1月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始
2月	
3月	
4月	